

介護予防・日常生活支援総合事業における状態像の目安の見直しについて

1 概要

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、従前の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、それぞれ「予防専門型訪問サービス」及び「予防専門型通所サービス」と位置づけ、当該サービスを利用可能な方の状態像の目安を示し、事業を実施してきた。

今般、事業実施状況を検証した結果、「状態像の目安」が曖昧といった意見等から、より客観的で分かりやすい内容に変更し、心身の状態に応じた適切なサービスを案内するため「状態像の目安」を見直すもの。

2 見直し後の状態像の目安

各サービスについて、状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

区分	【状態像の目安】	【基準】
予 防 専 門 型 訪 問 サ ー ビ ス	①身体介護が必要な方 ②日常生活に支障を来たすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方 ③精神疾患等の疾病があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れがある方 ④退院直後や骨折の治療中など、一時的に予防専門型訪問サービスが必要な方	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上 ②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上 ③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。 ④利用期間は、最大3ヶ月を上限に治癒するまでの期間とする。
予 防 専 門 型 通 所 サ ー ビ ス	①疾病により歩行に支障があり、送迎が無いとサービスが利用できない方。 ②日常生活に支障を来たすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方 ③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方 ④通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方	①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上 ②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上 ③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。 ④認定調査票が下記項目の結果のいずれか該当していること ・「洗身」が「一部介助」以上に該当 ・「排尿・排便」が「見守り等」以上に該当 ・「上着の着脱・ズボン等の着脱」が「見守り等」以上に該当

3 利用の考え方について

「要支援者」、「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者」の区別無く、「2 見直し後の状態像の目安」（以下、「状態像の目安」という。）のいずれかに該当する場合について「予防専門型サービス」が原則として利用できるものとする。

なお、基本チェックリストによる事業対象者の場合も「状態像の目安」により判断するものとし、判断にあたっては、認定調査票や主治医意見書が無い場合、アセスメント結果や基本チェックリストの回答状況を踏まえることとする。

4 適用開始時期

見直し後の状態像の目安は、平成29年5月1日以降より適用する。但し、既に各サービス利用者については、ケアプランの評価・見直し時に「見直し後の状態像の目安」を適用するものとする。

5 ケアマネジメントの流れ

